

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成 23 年度の保険料のお支払いについて

後期高齢者医療制度は、被保険者（加入者）の皆さんにご負担いただいている保険料によって成り立っています。皆さんが将来にわたって安心して医療を受けるための貴重な財源となりますので、今後とも保険料をお支払いいただきますようお願いいたします。

平成 23 年度の保険料は、6 月（年金天引きの方は 9 月）に個別にお知らせします。

平成 23 年度保険料の計算方法

※保険料率は平成 22 年度と同じです。

平均割 (1 人あたりの額) 44, 192 円	+	所得割 (本人の所得に応じた額) (平成 22 年中の所得 - 33 万円) × 10. 28%	=	1 年間の保険料 (100 円未満切り捨て)
--	---	---	---	----------------------------------

- 1 年間の保険料の上限額は 50 万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月分から計算します。

保険料の軽減

①均等割の軽減（年額）

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

《所得に応じて、均等割 44, 192 円が以下のとおり軽減されます。》

所得が次の金額以下の世帯		軽減割合	均等割の年額
33 万円かつ被保険者全員が所得 0 円 (年金収入のみの場合、受給額 80 万円以下)	➔	9 割軽減	4, 419 円 (39, 773 円軽減)
33 万円	➔	8. 5 割軽減	6, 628 円 (37, 564 円軽減)
33 万円 + (24 万 5 千円 × 世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません。	➔	5 割軽減	22, 096 円 (22, 096 円軽減)
33 万円 + (35 万円 × 世帯の被保険者数)	➔	2 割軽減	35, 353 円 (8, 839 円軽減)

②所得割の軽減

- 被保険者個人の所得で計算します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方	5 割軽減

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が 9 割軽減となります。

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。